

国立大学法人長崎大学個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	長崎大学評価基礎データベースシステム
国立大学法人の名称	国立大学法人長崎大学
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総務企画課
個人情報ファイルの利用目的	長崎大学における教育，研究，社会貢献，大学運営等の諸活動に関するデータを収集し，管理することにより，法人評価，第三者評価，外部評価，教員の個人評価等に活用するため。
個人情報ファイルの記録項目	1. 教職員基本情報， 2. 出身学校， 3. 出身大学院， 4. 取得学位， 5. 学内職務経歴， 6. 学外略歴， 7. 所属学会・委員会， 8. 専門分野（科研費分類）， 9. 専門分野（ReaD分類）， 10. 専門分野（学科系統分類）， 11. 取得資格， 12. 研修受講歴， 13. 入試問題作成， 14. 研究経歴， 15. 論文， 16. 著書， 17. 研究発表， 18. 産業財産権， 19. ライセンス契約， 20. 作品， 21. 研究成果物（知的基盤）， 22. その他研究活動， 23. 学術関係受賞， 24. 科学研究費補助金獲得実績（文科省・学振）， 25. その他競争的外部資金獲得実績， 26. 学長（部局長）裁量経費研究， 27. 受託研究受入実績， 28. 受託研究員受入， 29. 共同研究実施実績， 30. 奨学寄附金， 31. 共同研究希望テーマ， 32. 海外研究活動集計， 33. 国際交流（外国人研究者受入）， 34. 担当授業科目， 35. 教育活動に関する受賞（指導大学院生・学部生の受賞を含む）， 36. その他教育活動及び特記事項， 37. 国際交流（留学生受入）， 38. 学内活動， 39. 国際連携業務， 40. 教育研究支援， 41. 学会・委員会活動， 42. 学外の社会活動（高大・地域連携等）， 43. ベンチャー企業設立， 44. 教員等報道， 45. 教員等兼業， 46. 学会運営参画， 47. 技術指導分野， 48. 教員等相談， 49. 診療項目， 50. 先進的医療， 51. 提供可能な資源， 52. 自己PR等
記 録 範 囲	長崎大学の教員及び技術職員
記録情報の収集方法	評価基礎データベースシステムへの入力
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—
記録情報の経常的提供先	—
開示請求、訂正請求及び利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 広報戦略本部
	(所在地) 長崎市文教町1-14

訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第2条第6項第1号 (電算処理ファイル) 令第7条3号に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第2条第6項第2号 (マニュアル処理ファイル)
独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)長崎大学事務局総務部総務企画課 (所在地)長崎市文教町1-14	
個人情報ファイルが第2条第9項第2号口に該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨		
独立行政法人等非識別加工情報の概要	—	
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

(注1) この様式中「法」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）をいい、「令」とは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）をいう。

(注2) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして以下の記述等が含まれる個人情報をいう。

- ◆身体障害・知的障害・精神障害等があること
- ◆健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果を含む）
- ◆保健指導、診療・調剤情報
- ◆本人を被疑者又は被告人とする刑事事件に関する手続
- ◆本人を非行少年等とする少年の保護事件手続